

Ⅱ 夜間対応型訪問介護

II 夜間対応型訪問介護

1 変更届出書及び体制届出書等の提出について

次のような場合は、速やかに変更届出書や体制届出書等の提出が必要となります。

なお、運営規程の内容のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」の変更の届出については、1年のうちに一定の時期に行うことで足りることとします。

項目	内容	届出期日等	
変更届出書	管理者、介護支援専門員等変更届出事項に変更があった場合（詳細は、別添の「変更届に係る添付書類一覧」を参考のこと。）	変更後 10 日以内	
体制等に関する届出書	・ 介護給付費に係る体制に変更（減算となる場合も含む。）があった場合。	加算	毎月 15 日までは翌月、16 日以降は翌々月から算定
	・ 加算に係る要件を満たさなくなった場合も速やかに加算を廃止する旨届け出てください。	減算	速やかに提出 (事実の発生日が適用年月日)
廃止届出書 辞退届出書 休止届出書	廃止・辞退や休止の場合	1 ヶ月前	

※ 次ページの「変更届に係る添付書類一覧」の参考様式に示しているものは、広島市のホームページに様式を掲載していますので、各自ダウンロードしてください。

【掲載場所】

【変更届出書】

広島市ホーム>事業者>その他>介護保険>広島市の介護保険制度>地域密着型サービスに関する各種様式>変更等に当たっての様式>夜間対応型訪問介護

【体制等に関する届出書】

広島市ホーム>事業者>その他>介護保険>広島市の介護保険制度>地域密着型サービスに関する各種様式>介護給付費算定に当たっての様式

2 留意事項について

(1) 人員、設備及び運営の基準関連

- オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師又は社会福祉士を充てること。
- サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用申込者のサービス選択に資する重要な事項を記した文書を交付して説明し、書面による同意を得ること。
- オペレーターは、利用者の面接及び 1 月ないし 3 月に 1 回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。
- 介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ること。また、作成した際には遅滞なくその計画を利用者に交付すること。
- 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせないこと。（随時訪問サービスについて、他の訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合も同じ。）
- 訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等の備品を備えるほか、訪問介護員等に手洗い、うがいを励行させる等、訪問介護員等の健康管理を徹底すること。また、訪問介護員等が行う食品調理時の衛生管理を徹底すること。
- 運営規程の概要、従業者の勤務の体制及び苦情に対する措置の概要等を事業所の見やすい場所に掲示すること。

II 夜間対応型訪問介護

3 Q&A

(厚生労働省)

項目	質問	回答
市町村独自基準	市町村は地域密着型サービスの独自の基準において、また、事業者指定を行うに当たって、夜間対応型訪問介護の利用対象者を要介護3以上の者に限定するような条件を付すことができるか。	夜間対応型訪問介護の利用対象者は、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯や中重度の者が中心になると考えられるが、これらの者に限定されるものではない。しかしながら、既存サービスの状況を踏まえた市町村の判断により、お尋ねのような条件を付すことも許容されないわけではない。
管理者の勤務について	管理者は常勤専従であるが、事業所の夜間の営業時間帯に必ず勤務しなければならないのか。	管理者は、必ずしも夜間の営業時間帯に勤務している必要はないが、夜間対応型訪問介護が適切に行われているかを把握し、事業所全体を管理できるような勤務体制を確保しつつ、常勤で勤務し、専ら管理者の職務に従事することが必要である。ただし、事業所の管理業務に支障がないときは、事業所の他の職務を兼ねることができる。
面接相談員の勤務について	昼間に利用者の面接を行う面接相談員は何時間勤務しなければいけないのか。	面接相談員の最低勤務時間数は設定していないが、面接相談員は、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握するため利用者の面接を行うとともに、1月ないし3月に1回程度利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等的確な把握に努め、利用者等に対し、適切な相談や助言を行うことになっており、こうした業務を適切に行うために、利用者数等を勘案して、必要な時間数の勤務が確保できていることが必要である。
地域密着型(介護予防)サービスの実施	夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用に関して、平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号の第2の2(5)において、「夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する事業所においては、定期巡回サービスを含めて1月当たりの包括報酬であることから、他の訪問介護事業所のサービスを利用していたとしても、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費を算定することはできない」とあるが、これは日中の時間帯については、何ら訪問介護サービスは利用できないという趣旨か。	通知は、夜間対応型訪問介護事業所のサービス提供時間帯については、他の訪問介護サービスの訪問介護費を算定できない旨記載したものであり、それ以外の時間帯について指定訪問介護を利用することは差し支えない。
24時間通報対応加算	24時間通報対応加算を算定するに当たって、連携する指定訪問介護事業所が訪問介護の対応ができない場合、契約を締結していない訪問介護事業所に訪問介護を依頼し、サービス終了後に契約を締結する取扱いは可能か。	事前に指定訪問介護事業所と契約が必要であるため、認められない。 なお、緊急な通報による対応になることから、常に ① 指定訪問介護事業所と連携体制をとっておく必要があること、 ② また、具体的な対応体制について定期的に把握しておくこと が必要である。 こうしたことにより、お尋ねのようなことが生ずることのないよう、複数の指定訪問介護事業所との契約を締結しておくことが必要である。
ケアコール端末	オペレーションセンターを設置しない夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する事業所においても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は必要とされているが、どのようなものであればよいのか。	1 利用者に配布するケアコール端末は、オペレーションセンターを設置する事業所と同様、定期巡回を行う訪問介護員等に簡単に通報可能なものである必要がある。 2 また、利用者からの通報を受ける訪問介護員等の「オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの」とは、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)に比べて利用者数が限定されることから、オペレーションセンターのように利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者から通報があった際に、瞬時にそれらの情報を把握できるようなものである必要はなく、適切に利用者からの通報を受信できるものであれば足りる。

II 夜間対応型訪問介護

サービス未利用月の報酬算定	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定している事業所の場合、電話による対応や訪問サービスが1月に1度もないときには、報酬を算定することはできないのか。	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する事業所においても、利用者に対してケアコール端末を配布し、利用者から通報を受けることができる体制をとっていることから、夜間対応型訪問介護のうちの「オペレーションセンターサービス」を行っているとみなされるものであり、電話による対応や訪問サービスが一度もない月であっても、報酬を算定することは可能である。
入院月の報酬算定	夜間対応型訪問介護の利用者が月を通じて1ヶ月間入院する場合、夜間対応型訪問介護費の算定は可能か。	利用者が1月を通じて入院し、自宅にいないような場合には、オペレーションセンターサービスを利用できる状況なく、夜間対応型訪問介護のうちの「オペレーションセンターサービス」を行っているとは言い難いことから、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基本夜間対応型訪問介護費、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)とも算定することはできない。
短期入所生活介護利用時の報酬算定	利用者が短期入所生活介護を受けている間は、夜間対応型訪問介護費は算定できることになっているが、短期入所生活介護を利用している月は、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)の月額報酬は一切算定できないのか。それとも、短期入所生活介護を受けている期間以外の期間について日割り計算により算定するのか。	1 利用者が1月を通じて短期入所生活介護を利用し、自宅にいないような場合には、問6の回答のとおり、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基本夜間対応型訪問介護費、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)とも算定することはできないが、1月を通じての利用でない場合は、算定することは可能である。 2 また、この場合、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基本夜間対応型訪問介護費及び夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)の月額報酬は、日割り計算とはならず、月額報酬がそのまま算定可能である。
利用定員が多数となる事業所の指定	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する事業所について、利用定員を100人とする場合であっても、地域密着型サービスの事業所の指定を行ってもよいか。	1 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)第3の一の1の(2)⑦のとおり、オペレーションセンターを設置しないことができる場合とは、具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、指定夜間対応型訪問介護事業所と利用者の間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能であることを想定している。 2 オペレーションセンターを設置しないにも関わらず、利用定員が100人の場合には、一般的には、夜間対応型訪問介護事業所と利用者の間に密接な関係を築くことは難しく、十分な対応を行うことは困難であると考えるが、そのような場合の事業所の指定については、事業所が適切にオペレーションセンターサービスを実施することができるかどうか、地域の実情も踏まえて各保険者において判断していただきたい。
臨時訪問サービスの回数	夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する事業所について、随時訪問サービスを一晩に複数回行った場合、その回数分の随時訪問サービス費を算定することは可能か。また、指定訪問介護のように空けなくてはならない間隔(概ね2時間以上)はあるのか。	1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する事業所を算定する事業所における随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービス内容等にかかわらず、1回の訪問ごとに算定することになるため、随時訪問サービスを一晩に複数回行った場合でも、その回数分の随時訪問サービス費を算定することが可能である。 2 また、随時訪問サービスは利用者からの随時の連絡を受けて行うものであり、次回のサービス提供までに空けなければならない間隔の制限はない。

II 夜間対応型訪問介護

(広島県)

項目	質問	回答
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算の算定要件として、所定単位数を算定できることとなっているが、回数は介護保険サービスの実施につき1回とカウントするのか。	そのとおり。
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算の算定要件として、「介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の〇〇以上」とあるが、「介護職員の総数」とは何か。 ① 介護職員を兼務している看護職員や生活相談員は含まれるか。 ② 常勤換算か、頭数か。	①看護職員や生活相談員を兼務している介護職員は、介護職員として勤務する時間のみを常勤換算方法の算出に用いることとなる。 ②職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度（三月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、平成21年度の一年間は届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。
サービス提供体制強化加算	利用者負担は、所定単位数の1割か。 それとも、「サービス提供体制強化加算」については所定単位数の全額が個人負担か。	所定単位数の1割が利用者負担となる。

【夜間対応型訪問介護】変更届出書に係る添付書類一覧

		添付書類	参考様式
1	事業所・施設の名称	・ 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項	【付表 1-1】
		・ 運営規程（変更後のもの）	
2	事業所・施設の所在地	・ 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項	【付表 1-1】
		・ 運営規程（変更後のもの）	
		・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（※変更があった場合に限る）	【参考様式 1】
		・ 移転先の事業所の平面図	【参考様式 3】
		・ 設備・備品等一覧表	【参考様式 5】
		・ 事業所・施設の写真	
		・ 土地及び建物に係る賃貸借契約書又は登記事項証明書	
		・ 雇用契約書等の写し（※変更があった従業者のみ）	
		・ 辞令書等の写し（※変更があった従業者のみ）	
3	申請者の名称	・ 登記事項証明書（原本）	
		・ 定款の写し	
		・ 運営規程（変更後のもの）	
4	申請者の主たる事務所の所在地	・ 登記事項証明書（原本）	
		・ 定款の写し	
5	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・ 登記事項証明書（原本）（※変更があった場合に限る）	
		・ 定款の写し（※変更があった場合に限る）	
		・ 法人代表者経歴書	【参考様式 2】
		・ 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	【参考様式 9-1】
		・ 役員等名簿（変更した者のみ）	【参考様式 9-3】
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・ 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項（※変更があった場合に限る）	【付表 1-1】
		・ 定款・寄附行為等の写し	
		・ 登記事項証明書（原本）（※変更があった場合に限る）	
8	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	・ 平面図（変更前・変更後）	【参考様式 3】
		・ 変更のあった部分の写真	
9	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・ 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項	【付表 1-1】
		・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	【参考様式 1】
		・ 管理者経歴書	【参考様式 2】
		・ 資格証等の写し	
		・ 雇用契約書等の写し	
		・ 辞令書等の写し	
		・ 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	【参考様式 9-1】
		・ 役員等名簿（変更した者のみ）	【参考様式 9-3】

		添付書類	参考様式
10	運営規程	・ 運営規程（変更後のもの）	
		・ 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項 （※変更があった場合に限る）	【付表 1-1】
		【従業者の員数に変更がある場合】	
		・ 運営規程（変更後のもの）	
		・ 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項	【付表 1-1】
		・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	【参考様式 1】
		・ 雇用契約書等の写し（※変更があった従業者のみ）	
		・ 辞令書等の写し（※変更があった従業者のみ）	
13	役員の氏名、生年月日及び住所	・ 資格証等の写し（※変更があった従業者のみ）	
		・ 定款の写し（※変更があった場合に限る）	
		・ 登記事項証明書（原本）（※変更があった場合に限る）	
		・ 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	【参考様式 9-1】
		・ 役員等名簿（変更した者のみ）	【参考様式 9-3】

【夜間対応型訪問介護】体制届出書に係る添付書類一覧

サービス種類	加算種類	添付書類	様式番号
夜間対応型訪問介護	3級ヘルパー体制	該当従業者の資格者証等の写し 該当従業者の雇用契約書等の写し	
	24 時間通報対応加算	二十四時間通報対応加算に係る届出書	様式第 1 号
		連絡をとる指定訪問介護事業所との連絡体制を証する書類（契約書等）	
		従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（予定分） 該当従業者の資格者証等の写し	参考様式 1
	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	サービス提供体制強化加算に係る届出書（夜間対応型訪問介護） 研修計画	様式第2-1号・2-2号